

## 水戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部改正について（案）

### 1 改正理由

国が定める幼保連携型認定こども園の学級の編成，職員，設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「基準省令」という。）の一部改正は，令和5年4月1日の施行に向けて準備が進められております。

このため本市においては，関係する条例について，所要の改正が必要となる見込みです。

### 2 主な改正内容

基準省令に従い定めるべきもの及び基準省令を参酌すべきものについて，当該省令のとおり規定します。

なお，基準省令の改正内容は，今後，変更となる可能性があることから，本市が定める規定についても変更となる場合があります。

#### (1) 基準省令に従い改正するもの

項目	改正の内容
設備及び人員の共用	幼保連携型認定こども園が他の社会福祉施設に併設されている場合において，保育に支障がない場合は，設備及び人員について共用可能とする。
幼保連携型認定こども園における看護師等の配置特例	幼保連携型認定こども園に置く園児の教育・保育に直接従事する職員は，当分の間，1人に限って，看護師等をもって代えることができる。ただし，1歳未満の子どもの数が4人未満である幼保連携型認定こども園における1歳未満の子どもに対する保育の提供については，子育てに係る知識と経験を有する看護師等を配置し，保育教諭等の支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととする。

#### (2) 基準省令を参酌して，基準のとおり改正するもの

項目	改正の内容
業務継続計画の策定等	幼保連携型認定こども園は，感染症や非常災害の発生時における業務継続計画を策定し，職員に対し，必要な研修及び訓練を定期的実施することに努めなければならないこととする。

### 3 施行期日

令和5年4月1日